

(案)

平成 年 月 日

名古屋交通圏内地方公共団体 様  
同 各市町村地域公共交通会議等会長 様

名古屋交通圏タクシー準特定地域協議会会長 加藤博和  
(名古屋大学大学院環境学研究科 准教授)

### 名古屋交通圏タクシー準特定地域協議会からの要請事項

平素からタクシー事業にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、タクシーが関係する法環境につきましては、平成25年12月の「交通政策基本法」の施行、平成26年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正等において地域の公共交通としてのタクシーの役割が期待されるとともに、平成26年1月の「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」の一部改正施行によって、タクシー事業のあり方に対する地方公共団体の役割がより期待されるようになっていきます。

これらを踏まえ、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、地方公共団体の皆様にも構成員としてご参画をいただいて設立された名古屋交通圏タクシー準特定地域協議会では、タクシーの特性を最大限活かした公共交通機関として機能するため、各方面の関係者から必要な取組等についてご意見を賜り、タクシー事業の活性化を中心とした計画作成に着手した次第です。

つきましては、貴市町村、貴協議会の活動や諸計画の作成にあたりましては、下記事項について特段のご高配をお願い申し上げます。

### 記

- 1 公共交通機関としてのタクシーの位置づけ及び役割についてのご理解。
- 2 タクシーの特性を活かした地域住民の交通確保に関するご検討。
- 3 貴市町村・貴協議会の公共交通に関する計画へのタクシーの位置づけ及び役割に関する記載。
- 4 タクシー事業者、タクシー業界及び名古屋交通圏タクシー準特定地域協議会「準特定地域計画」への貴市町村・貴協議会のご意見及び取組の反映。

以上。